

栃木県職員および退職者の皆様へ

団体扱自動車保険のご案内

栃木県職員様の団体扱割引

15% 適用

団体扱割引15%は、保険期間の始期日が2021年11月1日から2022年10月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。



一時払・分割払とも一般契約の一時払・分割払に比べ

約5% 割安

団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。

団体扱契約は
一般契約に比べて

約20% 割安!!

《ご注意》

- 上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出してあります。
一時払の場合: $1 - [(1 - \text{団体扱割引} \cdot 15\%) \times (1 - \text{団体扱一時払割引} \cdot 5\%)] = 19.25\%$
分割払の場合: $1 - [(1 - \text{団体扱割引} \cdot 15\%) \times (1 - \text{一般契約分割割増分} \cdot \text{約}5\%)] = 19.04\%$
- 退職等により給与の支払いを受けなくなった場合等には、団体扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 本制度の対象となる退職者の範囲には制限があります。詳細は下記の代理店までお問い合わせください。
- こちらは概要のご案内となります。

団体扱自動車保険 5つのメリット

割安な保険料

団体扱割引15%一時払ならさらに5%割引！分割払の場合にも分割割増がかかりません。

ご家族の方にも割引が適用

同居のご家族等の場合でもご契約いただけます。

等級の継承

現在のノンフリート等級も継承できます(他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。)

退職者団体扱制度

ご退職後もOB団体扱契約として団体扱割引を適用することができます。

頼れる事故対応

万が一の場合も専門スタッフがしっかりサポート！

<引受保険会社>

 **東京海上日動**

(東京海上日動火災保険株式会社)

三井住友海上

 **INSURANCE GROUP**

(三井住友海上火災保険株式会社)

 **損保ジャパン**

(損害保険ジャパン株式会社)

<お問い合わせ先・取扱代理店>

とちぎプラワンサービス有限会社 (担当:宮原、伊藤)

住所: 〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL:028-623-3230 FAX:028-623-2548

受付時間: 平日9:00~17:00

ご契約方法はカンタンです!!

STEP 1
お見積りのご依頼

STEP 2
お見積りのご検討

STEP 3
ご契約手続き

お手元にご用意いただくとスムーズです

運転免許証 保険証券(現在ご契約の方) 車検証(お車の型式等がわかるもの)

本シート に必要事項をご記入のうえ、上記の3点をFAXください。

FAX:028-623-2548

Q 1 お車を主に使用される方の運転免許証の種類(色)は?

ゴールド ブルー グリーン

(免許証の有効期限: 令和 年 月 日)

Q 2 お車を主に使用される方と同居のご家族等について

- 車を運転される一番若い方の年齢.....(歳)
- 自動車の保有台数.....(台)
- 直近1年間での事故(自動車保険による保険金支払のあった事故).....有 無

Q 3 ご契約のお車の主な使用目的は?

日常・レジャー 通勤・通学 業務使用

Q 4 お車を主に使用される方(記名被保険者)はどなたですか?

フリガナ
お名前

(生年月日: 年 月 日)

Q 5 お車を運転される方の範囲は?

本人のみ 本人・配偶者のみ 限定しない

フリガナ				勤務先		
お名前						
フリガナ						
ご住所	〒 -					
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日(歳)			性別	男・女	
ご連絡先	勤務先・ご自宅・携帯/スマートフォン			所属名		
見積送付先	勤務先・ご自宅			職員コード		

ご送付ください!!

※当代理店は、ご提出いただいた個人情報を引受保険会社より委託を受けて行う損害保険の募集およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。引受保険会社における個人情報の取扱い等については、ホームページに掲載しております。

＜団体扱の対象となる方＞

ご契約者は栃木県に勤務し、栃木県から毎月給与の支払いを受けている方および退職者に限ります。

記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者はご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居のご親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合も、ご契約いただけます。

＜団体扱に関するご注意＞

退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合には、団体扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

このチラシは自動車保険(団体扱)の概要についてご説明したものです。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項等説明書」等をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。